添付書類について

保育を必要とする理由を証明する書類

該当する項目のそれぞれの書類を申請書と一緒に提出してください。書類が揃っていない場合はお受けできません。

□就労中 （就労予定含む） ※愛媛県事務指導監査の指摘により、自営業の方は挙証資料の提出が必要となります。	**□雇用（被用）者** **・就労証明書（標準的な様式）**　※内職・在宅勤務の方は、**タイムスケジュール**が必要。 **□自営業** **・就労証明書（自営・農業・漁業）** **・挙証資料：確定申告書、源泉徴収票、給料明細直近３ヶ月分（いずれかひとつ）** ※確定申告書を提出する場合、第一表（専従者は第一表と第二表）の写しが必要。 ※令和８年１月以降に事業を始めた方（前年分確定申告書等で事業を始めたことが確認できない方）は、**届出・許認可申請の書類もしくは、店舗の契約書（写し）等**の提出が必要。
	注）就労時間等の下限が、**１か月 64 時間に満たない**場合は認定できません。
□傷病・障がい	**□傷病** **・診断書**　＜保育が困難なこととその期間が記載されたもの＞ **□障がい** **・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の写し** ＜手帳番号・本人欄・障がい名が確認できる部分＞ ※身体障がい者手帳（1・2 級）、療育手帳（A）、精神障がい者保健福祉手帳（1 級）、要介護認定（4 以上）以外は診断書（「傷病」参照）も提出が必要。
□傷病者・障がい児(者)の介護・看護	**□傷病者の介護（看護）** **・介護（看護）を受ける人の診断書** ＜傷病名、介護（看護）が必要であることとその期間が記載されたもの＞ **・タイムスケジュール** **□障がい児（者）の介護** **・介護を受ける人の身体障がい者手帳、療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の写し** ＜手帳番号・本人欄・障がい名が確認できる部分＞ ※身体障がい者手帳（1・2 級）、療育手帳（A）、精神障がい者保健福祉手帳（1 級）、要介護認定（4 以上）以外は診断書（「傷病者の介護（看護）」参照）も提出が必要。 **・タイムスケジュール**
□妊娠・出産	**・母子健康手帳の写し**　＜表紙と出産予定日が確認できる部分＞ ※認定期間は出産予定日を含む８週間前の月初～出産予定日の翌日から８週間後の末日を含む月末（最長４ヶ月間）
□就学	**・在学証明書　・時間割表（カリキュラム表）またはタイムスケジュール**
□災害復旧	**・り災証明書**
□求職中	**・誓約書**　※認定期間は３ヶ月間
□その他	**・入所（継続）・給付認定意見書** 等　＜状況のわかるもの＞
□育児休業	**・就労証明書（標準的な様式）**　＜育児休業期間・復職予定日が記載されたもの＞ **・施設等利用給付認定申立書（育児休業）** ※育児休業での認定は、育児休業開始前に既に特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けている施設を利用している児童の保護者が対象
※支店や営業所等に勤務している方で本店等での就労証明書（標準的な様式）の発行に時間がかかる等、提出期間に間に合わない場合は、就労証明書（標準的な様式）に「（仮）」と記入して支店長名や営業所長名で提出してください。正式な就労証明書（標準的な様式）は発行後、速やかに提出してください。 ※診断書の取得に時間を要する等、提出期間に間に合わない場合は、入所（継続）・給付認定意見書に具体的な内容・診断書の取得予定時期等を記入して提出してください。診断書は取得後に提出してください。	

認可外保育施設の利用を希望される方	上記（保育を必要とすることを証明する書類）に加え **・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書**